

# アウグスティヌスに於ける平和 *pax* の概念

岡野昌雄

## I

1 アウグスティヌスの「神国論」*De civitate Dei* 第19巻には、際立って特色ある平和 *pax* 論が展開されているが、これは、二つの国（いわゆる「神の国」*civitas Dei* と「地の国」*civitas terrena*）の終局・目的 *finis* を論ずる最終部（第19—22巻）の導入であると同時に、広く彼の思想の中心的基盤を知る上での重要な手がかりになると思われる。そこで、第19巻の平和論を概観し、特に秩序 *ordo* 及び自然本性 *natura* という二つの概念との関連に於て少しく考えてみた<sup>(1)</sup>。

彼は、平和を論ずるに当って、先ず「すべてのものは平和を欲している」というテーゼから出発する。即ち、「喜ぶことを欲しないものがないように、平和をもつことを欲しないものはない<sup>(2)</sup>」と言っている。一見破壊的と見える戦争や反乱等においても、人々は平和を求めている。つまり、そこに於ては、彼らは、平和を求めているのではなく、自らの欲するような平和を求めているのである。人間のみならず、動物に於ても、自らの種 *species* を保存するためには、何らかの平和が必要であり、まして、その自然本性の法則 *lex naturae* によって、互いに交わり *societas* をもつように定められている人間にとって、平和をもつことは、最も大きな関心事とならざるを得ない。平和は、万人が、自らの存立に不可欠な目的として求めてやまないところのものであり、決して、或る目的のための手段といわるべきものではなく、永遠の生命 *vita aeterna* と同様、それ自身が終局目的 *finis* である。

## II

2 この平和について、アウグスティヌスは、第13章冒頭で、極めて簡潔な表現をもって、次のように定義している。

「身体 *corpus* の平和は、諸部分の秩序ある節度 *ordinata temperatura* であり、非理性的魂 *anima irrationalis* の平和は、欲求 *appetitus* の秩序ある休息 *requies* であり、理性的魂の平和は、認識 *cognitio* と行為 *actio* との秩序ある一致 *consensio* であり、身体と魂との平和は、生物の秩序ある生活と健康であり、可死の人間 *homo mortalis* と神との平和は、永遠の法の下に於ける信仰による秩序ある服従 *oboedientia* であり、人間相互の平和は、秩序ある和合 *concordia* であり、家庭 *domus* の平和は、共に住む者たちの間の命令と服従との秩序ある和合であり、国家 *civitas* の平和は、国民 *cives* の間の命令と服従との秩序ある和合であり、天の国 *civitas caelestis* の平和は、神を享受 *frui* し、神にあって互いに愛し合う最も秩序ある・最も和合した交わり *societas* であり、すべてのものの平和は、秩序の平穏 *tranquillitas ordinis* である。<sup>(3)</sup>」

これらの定義は、三つのグループに分類することができる。即ち、第一は、身体・非理性的魂・理性的魂・身体と魂・神と人間の平和の定義であり、第二は、人間相互・家・国家の平和の定義であり、第三は、天の国の平和の定義である。最後にある定義は、以上の総括ないし結論と考えられる。

3 そして、この一連の定義は、後のものが先のを包含するという仕方、次第に上昇して行く順序になっている。第一のグループでは、人間を分析して、下位のものから順に、身体・非理性的魂・理性的魂の三つが挙げられているが、それぞれ別のもので存在するわけではなく、人間は、あくまでもこれらの複合体 *compositum* である。そして、被造物としての人間は、神との関係に於てはじめて存在意義をもつのであり、このグループは、個的存在である限りの人間の平和を定義している、といえる。第二のグループは、これに対して、人間を社会的側面から分析したもので、アウグスティヌスによれば、平和は共同的・社会的 *socialis* なものであるから、個人を単位とした家、家を単位とした国家へ、という方向を示している。第三の種類に属する天の国の平和は、これまでのものと内容的・質的に異なり、時間的平和 *pax temporalis* ないしは地上的平和 *pax terrena* に対して、永遠的平和 *pax aeterna* ということができる。この永遠の平和にあっては、命令・服従の区別もなく、また、信仰による服従もなく、「顔と顔とを合わせて」<sup>(4)</sup> *per speciem* 神を見、神を愛し、神にあって互いに愛し合う関係の

みが存在し、神がすべてに於てすべてとなる天の国の平和こそ、真実の意味で平和といわれる。彼は、これを、*pax in vita aeterna* 或いは *vita aeterna in pace* と表現している。<sup>(5)</sup>

4 アウグスティヌスによれば、可滅的身体 *corpus corruptibile* をになった時間的存在としての人間の平和は、この身体と魂との間の秩序ある調和のうちに成立し、更に、人間相互間の平和は、命令・服従の秩序ある和合のうちに成立する。前者は、健康・欲求の健全なバランス・認識と行為の一致、言い換えるならば、神へと向う善き意志に、すべての欲求・認識・行為が従うところに生まれる。この反対の典型的な例を、アウグスティヌスは、有名なロマ書第7章のパウロの言葉に求めている。後者の平和は、家庭に於ても、国家に於ても、人々の頭 *principium* として立てられた者と、それに従う者たちとの秩序ある和合の関係、即ち、唯一の神を礼拝することに関しては全く平等であり、その生活の秩序を統御するために定められたそれぞれの務め *officium* に関しては異なるところの者たちの愛の関係に於て生まれる。支配する者が、仕える者に愛をもって配慮し、仕える者が、怖れの強制によってではなく、愛によって仕えるところに平和は存し、支配する者が、自分自身に対してではなく、自分の機能ないし務めに対して与えられたところの力や権威を私有化し・乱用し、仕える者が、怖れと憎しみをもって仕えるところに、この世の悲惨がある。しかし、これらすべての関係は、等しく不死の至福を与えられる神の国の平和にあっては消滅する。従って、これらすべての関係ないし時間的平和は、この地上の生を送る限りに於てのみ必要であり、天の国に於ける永遠の平和に達するためにのみ意味をもつ。アウグスティヌスは、それを、神の国は時間的平和に関連させる、或いは、時間的平和を用いる、と表現している。<sup>(6)</sup> 永遠の平和の保証として聖霊を与えられ、信仰によって歩む神の国、或いはむしろ、その部分はその意味で、時間的・地上的平和を必要とし、それを正しく使用するわけで、正しく、と言ったのは、時間的地上的平和それ自身を目的とすることなく、すべての時間的地上的平和を、究極的な永遠の平和に関連させ、その手段としてのみ意味を認めることである。時間的地上的平和は、従って、終局目的 *finis* となり得ず、真の意味での平和と言われることができない。

5 真の平和といわれるところの永遠の平和、即ち、天の家 *domus caelestis* ないし天の国の平和は、復活による霊的な体を持ち、可死的生 *vita mortalis* ではなく、活ける生 *vita vitalis* をもつ者たちの間の、愛に基づく交わり *societas* のうちに成立する。ここでは、もはや、命令・服従の関係はなく、すべてのものが等しく不死性 *inmortalitas* に於て至福を得ており、地上にあって信仰に基づいて生活しているあいだ誠めとして与えられていた神への愛 *dilectio Dei* と隣人への愛 *dilectio proximum* が完成される。神との関係も、従って、「信仰による」*per fidem* から「顔と顔とを合わせて」*per speciem* へと移行し、その終極に達する。

### III

6 アウグスティヌスは、このように、天の国の平和と時間的地上の平和とを峻別しているが、問題となるのは、両者の関係であり、後者を否定しつつも、前者との関連に於て何らかの積極的な意味づけをしようとするところに、彼の特色があるように思われる。その際重要な働きをなすのが、創造論を背景とした秩序 *ordo* と自然本性 *natura* の概念である。そこで先ず、秩序の面から考えてみることにする。

先に引用した一連の平和の定義に於て、その何れにも「秩序ある」*ordinata* という言葉が冠せられ、総括的定義に於ても、「すべてのものの平和は、秩序の平穏 *tranquillitas ordinis* である」と言われているように、平和には、秩序の概念が密接に結びついていることが、容易に窺われる。

7 この秩序を定義して、平和の定義のすぐ後で、「秩序とは、等しいもの *par* 不等なるもの *dispar* を、それぞれの場所 *locus* へ割当てる配置 *dispositio* のことである」と述べている<sup>(7)</sup>。即ち、万物を創造した神が、それぞれのものを、それぞれあるべき場所に配置し、支配するところのもの、ということができよう。万物は、その創造に於て、至高なる秩序賦与者 *Ordinator* としての神によって、それぞれに適合した場所を与えられており、その場所にあるとき、「秩序ある」*ordinata* といわれ、また、そこには平和がある、といわれる。従って、秩序は、創造とともに万物に賦与せられたものであるということが言える。人間の目には

無秩序と見えるものも、すべて、創造の経綸という全体的秩序に於て眺められるとき、一つとして秩序を外れたものではなく、すべてが秩序あるものと言える。創造主の一元的支配を護持する立場からの当然の帰結である。例えば、不幸 *miseria* も、それが不幸である限り、平和のうちにはなく、従って、秩序の平穩を欠いているわけであるが、しかし、その不幸は、原因なしに起るのではなく、或る報い *meritum* による正当な（秩序に適った）代償であり、その限りに於ては、不幸そのものは、何らかの秩序なしにはあり得ないことになる。<sup>(8)</sup> 同様に、悪 *malum* でさえも例外ではなく、悪そのものは神の創造したものではないが、悪が悪であるというそのことに於て、そこに秩序が働き、かくして、すべてのものは秩序のうちに包含されることとなる。蓋し、区別と対立のあるところに秩序は存するからである。この秩序が貫かれ、完全に保たれるところに、秩序の平穩、即ち平和が存する。この点を、更に詳しく見て行くことにする。

8 アウグスティヌスによれば、平和は、単に争いのない休止状態を意味するものではなく、すべてのものが、それぞれの自然本性 *natura* に基づいて、それぞれが置かれている、より大きな全体的創造秩序のうちに、自らの場所と意義とを見出し、その秩序に積極的に参与するところに生まれる。「すべてのものが平和を求めている」とは、従って、すべてのものが恣意的に無秩序に平和を求めているというのではなく、それぞれの自然本性に基づき、或る止み難き衝動をもって、全体的秩序の中での、本来あるべき自己の場所 *locus* への還帰に駆り立てられている、という意味に解することができよう。この場所がないときの状態が、悲しみないし苦痛 *dolor* である。なぜなら、この秩序の平和に於てのみ、すべてのものは真に存在するといわれ、この平和なしには、すべてのものは存在し得なくなるからである。存在するすべてのものは、存在する限りに於て、何らかの平和を得ているわけであるが、それは、もはや平和を求める必要のない完全な平和ではなく、真に存在するといわれるところのものへの上昇と、存在しないといわれるところのものへの下降との、絶えざる緊張のうちに置かれた平和である。

9 人間に関して言うならば、創造に於て、非理性的動物を支配しつつ、人間同士は互いに愛し合う平等な関係におかれていたに拘らず、自らの罪の故に、この秩序が破られ、命令・服従の関係が生じ、可死的生のうちに、いわば、天の故

郷を望み見つつ、異郷を旅する巡礼者としての生を送るように定められている。この創造の秩序が回復され・成就されるまで、人間は、その平和の秩序に達するに必要な時間的地上の平和、即ち命令・服従の秩序ある和合が許されているわけで、「秩序ある」とは、この創造の秩序に関連づけられ、意味づけられている限り、という意であるが、それは、既に、二つの愛の誠め、神への愛と隣人への愛を守り、信仰に基づいて正しく生きる天の国、或いはむしろ、その部分の歴史として、この時間的生のうちに、その歩みを始めている。しかし、この時間的生のうちに完成するわけではなく、終末に於ける最後の審判をまって、はじめて成就されるのである。

10 このように、真の平和、即ち神の国の平和は、神が万物を創造し・支配するところの創造の秩序が、完全な形で貫かれ・保たれるところに成立する。秩序の平和 *pax ordinis* と言われるのは、そのためである。この秩序の軸になるのは、あくまでも人間であり、従って、人間の罪と救済とが、平和を完成するための中心の問題となる。それ故、平和論は、救済史ないし終末論という大きな枠組の中で、はじめて完全な意味で語られることとなり、この終末を先取る信仰に、積極的な意味づけがなされるに至るのである。これがまた、「神国論」の大ドラマを構成するモチーフでもある。

#### IV

11 次に、自然本性 *natura* の側面から、平和論を考えてみることにする。

自然本性とは、アウグスティヌスによれば、「そこに於て、神が、はじめに人間を創造したところのもの」 *in qua prius Deus hominem condidit* と言われている。すべてのものは、神によって造られ、その存在を神に負っており、その存在とともに自然本性を賦与せられているわけであるが、正確には、存在する *esse* という自然本性 *natura* を与えられて存在するものとなつた、というべきであろう。アウグスティヌスは、この自然本性に関して、「そのうちに、いかなる悪も存在しない、或いは存在し得ないような自然本性というものはあるが、そのうちに、いかなる善も存在しないような自然本性はあり得ない」<sup>(9)</sup>と言っている。また、悪に関しては、「悪魔 *diabolus* の自然本性も、それが自然本性である限り、悪で

はなく、墮落ないしは悖戻 *perversitas* が、それを悪しくしたのである<sup>(10)</sup>と述べている。すべての自然本性は、それが自然本性である限り、たとい悪魔のそれであっても、悪ではない、というのである。従って、自然本性とは、アウグスティヌスの場合、存在に附与せられる諸々の附帯的性質ではなく、端的に存在するといわれることそれ自身にほかならない。存在するものは、すべて、存在という自然本性を与えられており、そこには、アウグスティヌスの言葉によれば、神の善 *bonum Dei* があることになる。ここにも、存在するすべてのものは善である、<sup>(11)</sup>というアウグスティヌスの根本テーゼが背後に貫かれていることが予想される。

12 この存在という善は、神に依存している限り、それ自体として完全なものではなく、時間的消滅的なものであり、神の存在に比すれば、非存在 *non esse* といわれる如きものである。まして、人間の存在は、その罪により、絶えず非存在へとさしかけられており、本来善なるべき自然本性は、墮落によって、悪しきものへ、即ち非存在へと向うのである。悪は、神が創造したものではないので、それ自身、存在ではなく、存在の欠如である、ということが出来る。神が創造したすべてのものは善であり、その存在を神に負っており、創造の秩序のうちにおかれている。この秩序の外にあるものは何もないので、悪もこの秩序のうちにおかれることになる。しかし、それは、存在するものとしての善をもたず、むしろ、善と区別され・対立するものとして、非存在として、全体の秩序のうちに組込まれているのである。「悪魔は、真理のうちに立っていないが、真理のさばきを避けることはできず、秩序の平穩のうちに留まっていけないが、秩序を与える者の権能から逃れることはできない<sup>(12)</sup>」と、アウグスティヌスは表現している。更に、存在するものは、神がそれを創造したが故に、それぞれ個別的にも善であるが、すべてのものが、それぞれあるべき場所に配置された創造の秩序全体は、なお一層善である、ということになる。

13 しかし、存在するすべてのものは善であると言っても、その善を完全に実現しているわけではない。神は、その一部を取去り、一部を残した、とアウグスティヌスは考えている<sup>(13)</sup>。全く取去られてしまったならば、もはや存在しなくなって、失われた善を求めることもなくなり、逆に、善を完全に実現した場合も、それを求める必要がなくなるからである。彼によれば、すべてのものは、残された

善 *bonum relictum* によって取去られた善 *bonum ademptum* を求め、苦痛のうちに、その存在の完全な回復を求めていることになる。そして、存在するものの善が完全に実現され、本来あるべき姿が回復されたところに、秩序の平穩、即ち平和が成立するのである。従って、アウグスティヌスは、失われた善を、自然本性の、失われた平和 *amissa naturae pax* と呼んでいる。

14 人間に関して言うならば、人間の自然本性は、存在する限り善なので、神は、さばきによって、自らの創造した善、即ち自然本性そのものを断罪するのではなく、犯した悪を追求するのである、ということになる。<sup>(14)</sup>人間は、本来、神の前に平等に創られたのに拘らず、その罪によって、他の人間及び罪の奴隷となっているが、いかなる者も、そこに於て神がはじめに人間を創造したところの自然本性によって、他の人間の奴隷であったり、罪の奴隷であったりするのではないからである。<sup>(15)</sup>人間に於ける善悪二元の本性を説くマニ教に対して、罪の原因を人間の自由意志に求めるアウグスティヌスの態度が、ここに明確に窺われる。

15 自然本性に基づく存在とは、端的にあるという意味とともに、秩序の中に配置された、本来あるべき場所にある、という意味を含んでおり、その限りに於ては、すべてのものは、この地上的時間的世界にあって、損なわれた自然本性しかもち得ないことになる。それは、絶えず滅び・非存在へとさしかけられているものであり、秩序のうちにあって、本来あるべき場所から外れ、従って、秩序の平穩・平和を欠いている。平和は、すべての存在が、自然本性に基づき、秩序のうちに配置せられた、それぞれ本来あるべき場所に正しく位置づけられたところに成立するので、この平和を実現し、秩序を完全に貫き、すべてのものの自然本性を回復するためには、創造主 *Creator* ないし秩序賦与者 *Ordinator* としての神への復帰、或いは、神の側からすれば、神の新たな秩序づけ *ordinare* のわざが必要とされる。ここに、仲保者 *Mediator* としてのキリストへの信仰による救済とともに、秩序を統御するための秩序の法 *lex ordinis* の概念が新しく生まれることとなる。これは、旧約のモーセ律法に対して、愛による新しき律法と呼ばれる。アウグスティヌスに於ける、パウロ神学の影響が著しく見られるように思われる。



## V

16 アウグスティヌスの平和論は、このように、創造論を背景にしつつ、救済史ないし終末論の大きな枠組の中で、秩序及び自然本性という二本の柱によって支えられている、ということが出来る。即ち、平和は、秩序の平穩 *tranquillitas ordinis* と言われるが、それは、神によって造られたすべての存在の自然本性 *natura* が、本来あるべき姿に回復され、創造の秩序が完全に実現される場所に成立する。これは、信仰による新しき生のうちに既に芽生えており、そこでは、消滅すべき時間的地上の平和に、永遠の平和が二重写しになっている。そして、究極的には、終末に於ける最後の審判によるあらゆる悪の克服をまって解決されるのであるが、それまでは、悪を含み、悪と対決しつつ、歴史全体は進行し、その意味で、平和論は、雄大なアウグスティヌスの歴史哲学といわれるものの、重要な一面を表わしている、と言えよう。

## 註

- (1) *De civitate Dei* のテキストは Desclee 版 *Bibliothèque Augustinienne* 37 を用いた。以下、註の引用文はすべて *De civitate Dei* XIX からの引用であり、数字は章数を表わしている。
- (2) *sicut enim nemo est qui gaudere nolit, ita nemo est qui pacem habere nolit.* <12>
- (3) *Pax itaque corporis est ordinata temperatura partium, pax animae irrationalis ordinata requies appetitionis, pax animae rationalis ordinata cognitionis actionisque consensio, pax corporis et animae ordinata vita et salus animantis, pax hominis mortalis et Dei ordinata in fide sub aeterna lege oboedientia, pax hominum ordinata concordia, pax domus ordinata imperandi atque oboediendi concordia cohabitantium, pax civitatis ordinata imperandi atque oboediendi concordia civium, pax caelestis civitatis ordinatissima et concordissima societas fruendi Deo et invicem in Deo, pax omnium rerum tranquillitas ordinis.* <13>
- (4) I Cor. 13 : 12
- (5) *profecto finis civitatis huius, in quo summum habebit bonum, vel pax in*

vita aeterna vel vita aeterna in pace dicendus est, ut facilius ab omnibus possit intellegi. <11>

(6) Utitur ergo etiam caelestis civitas in hac sua peregrinatione pace terrena .....terrenam pacem refert ad caelestem pacem, quae vere ita pax est, ut rationalis dumtaxat creaturae sola pax habenda atque dicenda sit, ordinatissima scilicet et concordissima societas fruendi Deo et invicem in Deo. <17>

(7) Ordo est parium dispariumque rerum sua cuique loca tribuens dispositio. <13> cf. De ordine II, 1, 2.

(8) Proinde miseri, quia, in quantum miseri sunt, utique in pace non sunt, tranquillitate quidem ordinis carent, ubi perturbatio nulla est; verum tamen quia merito iusteque sunt miseri, in ea quoque ipsa miseria sua praeter ordinem esse non possunt. <13>

(9) Quapropter est natura, in qua nullum malum est vel etiam in qua nullum esse malum potest; esse autem natura, in qua nullum bonum sit, non potest. <13>

(10) Proinde nec ipsius diaboli natura, in quantum natura est, malum est; sed perversitas eam malam facit. <13>

(11) Cf. Confess. VII. 12.

(12) Itaque in veritate non stetit, sed veritatis iudicium non evasit; in ordinis tranquillitate non mansit, nec ideo tamen a potestate ordinatoris effugit. <13>

(13) Neque enim totum aufert quod naturae dedit, sed aliquid adimit, aliquid relinquit, ut sit qui doleat quod ademit. Et ipse dolor testimonium est boni adempti et boni relict. <13>

(14) nec ibi Deus bonum insequitur quod creavit, sed malum quod ille commisit. <13>

(15) Nullus autem natura, in qua prius Deus hominem condidit, servus est hominis aut peccati. <15>